

委第2号議案

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な
予算措置を求める意見書

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の発達において、極めて重要な役割を担うものである。子どもたちの日常的な食事の約3分の1を占め、食育の推進において中核的な存在である。したがって、給食の質を向上させるため、地産地消の推進や有機食材の活用拡大が強く求められている。

政府は、2050年までに化学農薬・肥料の使用量削減と有機農業の拡大を目指す「みどりの食料システム戦略」を推進している。また、令和8年度から小学校における全国一律の給食無償化の実施、および中学校についても可能な限り早期無償化の方針を示している。

しかしながら、有機食材の単価は高く、食の生産者である農業従事者は儲からないことや高齢化により減少の一途をたどっている。また、近年の物価高騰は、自治体の給食予算を圧迫し、質と量の確保を困難にしている。さらに、昨年からの米不足は、この状況に拍車をかけている。

このような状況から、国による給食無償化の実施にあたっては、すべての児童・生徒の健やかな成長を促すため、十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないよう下記の事項について特段の取り組みを強く求める。

記

- 1 給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること
- 2 地産地消の推進、有機食材の使用拡大など、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 日

桶川市議会議長 佐 藤 洋

令和 7 年 6 月 2 0 日提出

桶川市議会議会運営委員長 糸 井 政 樹